

佐賀県告示第 40 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 31 年 2 月 19 日から平成 31 年 3 月 18 日まで佐賀県県土整備部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 31 年 2 月 19 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 207 号	佐賀市末広一丁目 290 番 2 地先から 佐賀市下田町 74 番 1 地先まで	平成 31 . 2 . 19
一般国道 208 号	佐賀市八戸一丁目 336 番地先から 佐賀市鍋島町大字八戸字三本柳籠 1367 番 5 地先まで	〃
県道 佐賀停車場 線	佐賀市白山二丁目 24 番地先から 佐賀市松原二丁目 18 番地先まで	〃
県道 佐賀川副線	佐賀市川副町大字南里字一本杉 1193 番 8 地先から 佐賀市川副町大字南里字一本杉 1207 番 1 地先まで	〃
	佐賀市川副町大字南里字坂井 359 番 3 地 先から 佐賀市川副町大字南里字坂井 346 番 2 地 先まで	〃